

管理コード	審議事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	再々検討要請	提案主体からの再意見	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロシオ/シオ名	提案主体	制度の所管関係府庁
0000000000	宝(じ)の地方財政法に関する規制緩和	地方財政法第32条第4項	宝(じ)の地方財政法第32条第4項	宝(じ)の地方財政法第32条第4項	宝(じ)の地方財政法第32条第4項	C	宝(じ)の地方財政法第32条第4項											個人	総務省
0040201000	教育委員会が組織する地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	F(平成18年9月15日)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉											多治見市	総務省 文部科学省
0040201000	社会教育分野等について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	F(平成18年9月15日)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉											鈴鹿市	総務省 文部科学省
0040201000	社会教育文化財保護の取組及び推進に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉	F(平成18年9月15日)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(一部)の移轉											千代田区	総務省 文部科学省
0040201000	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の運用方法	国立大学法人の運用方法	国立大学法人の運用方法	国立大学法人の運用方法	国立大学法人の運用方法	C	国立大学法人の運用方法											西三井物産戦略研究所	総務省 文部科学省

管理コード	事業種別(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案の内容	推進の内容	自治省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	自治省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	推進の分府の見直し	推進の内容の見直し	自治省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	事業主体	制度の所管自治体官庁	
0 4 6 8 0	道路付属物 駐車場に指 定管理を行う 度における 利用料金の 徴収を導入可 能とする。	地方自治法 第144条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 一 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設の運用管理が重要であるものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占の利用を可能にするものとするときは、当該議会の三分の二以上の賛成を得なければならない。 二 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)、に当該公の施設の管理を行わせることができる。 三 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他の必要な事項を定めるとともに、 四 指定管理者の指定は、期間を定め行うものとす。 三 普通地方公共団体は、指定管理者の指定し、業務の遂行を確保しなければならない。 四 指定管理者は、毎年終了後、その管理者の公の施設の管理の業務に関する業務報告書を作成し、当該公の施設を管理する普通地方公共団体に提出しなければならない。 五 普通地方公共団体は、過半数をもち、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を決定し、これを徴収することができる。 六 前項の場合における利用料金は、公益上必要であると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の決定について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 七 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の業務を監督し、その業務の進捗を監視するものとする。指定管理者は、当該指定管理者の業務の進捗状況に関し調査を求め、実地について調査又は必要な指示をすることができる。 八 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による業務を監督することが必要であるときは、その指定を取り消し、又は期間を定め管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	要求の措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	提案の内容	推進の内容	自治省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	自治省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	推進の分府の見直し	推進の内容の見直し	自治省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	事業主体	制度の所管自治体官庁	
0 1 1 0 5 6 0 1																		伊丹市	総務省 国土交通省	
0 4 2 2 7 0	下水道受益 者負担金の 回収の率 を統一的に 規定する	地方自治法 第243条 都道府県法 第75条 地方自治法 施行令第158条	都市計画法に係る受益者負担金の徴収方法は、都市計画法75条より、市町村が負担せざるべしとするが、これは当該市町村の条例で定められることである。 地方自治法243条においては、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除く(ほか)、公の施設の収収し又は施設は支出の増減を私人に委任し、又は私人をして管理せしめなければならない。コピレコンシステム等私人に対し、下水道事業受益者負担金の収収業務を委託することが出来ない。	市町村において、コピレコンシステムによる回収(以下、コピレコン回収)が行われていないが、下水道事業受益者負担金のコピレコン回収を行うことができない。このため、回収の方法を確保するため、市役所と民間、コピレコン回収を行うこととする。また、都市計画法には私人への委託に関する規程が定められていない。	現在、コピレコンシステム等は公共料金の納付を期を気にせずに行入る場として認められつつある。しかし、下水道事業受益者負担金の回収については、私人回収業務が認められていないため、コピレコンシステムによる回収(以下、コピレコン回収)を行えない。 下水道の普及率は、平成19年3月末現在の内市川においては、今後も下水道事業が継続されていくが、普通公共料金の支払いコピレコンシステムで済ませる中で、下水道受益者負担金についても一様、コピレコン回収を行うことは、納付にとって不利益である。 このため、下水道受益者負担金について、納付の利便性や効率向上を図ることから、提案するものとする。 なお、地方自治法第243条には政令の定めがある場合を除き、私人への委託は出来ないされており、また、都市計画法には私人への委託に関する規程が定められていない。 コピレコン回収は、私人への委託に当たることから、下水道事業受益者負担金について、現在、市役所と同様に、コピレコン回収を実施できない状況である。	本件については、都市計画法、下水道法を所管する国土交通省において検討されるべき事項であると考える。 なお、参考までに、地方官企業法第1条第3項に基づき、条例により下水道事業に地方官企業法の規定を適用する場合は、下水道事業受益者負担金のコピレコンシステムでの回収が可能となる。	地方自治法では、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているが、個別の法令に特別の定めがある場合は、例外的に私人への徴収及び回収業務の委託が可能となることと、	都市計画法、下水道法は、下水道法を所管する国土交通省において検討されるべき事項であると考える。 地方自治法は、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているが、個別の法令に特別の定めがある場合は、例外的に私人への徴収及び回収業務の委託が可能となることと、									川崎市	総務省 国土交通省		
0 4 2 6 6 0	私人への公 委託が可 能となる	地方自治法 第243条	第二百四十三條 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除く(ほか)、公の施設の収収し又は施設は支出の増減を私人に委任し、又は私人をして管理せしめなければならない。 コピレコンシステム等私人に対し、下水道事業受益者負担金の収収業務を委託することが出来ない。	介護保険法または障害者自立支援法に基づきコピレコンシステムを受けた市民がサービスの提供に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的その他のものの記録)によって記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下、同じく)を作成する場合には、前項の電磁的記録を改ざり、毀損し、滅失させることとを要とする。 二 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	介護保険法または障害者自立支援法において、介護福祉士法56条の6(原簿) (負担金(分金))の回収のように、私人に負担金(分金)を徴収したる取扱いが行われることとする。私人の公金委託拡大要求のものである。	公金は、その性格からして、取上の責任を担い、公益の確保を要することが要求されるため、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止していることである。 そのため、行政書士の業務に委託して公金を回収する市役所は現時点では認められないことである。公金の回収については、例外的に、私人への徴収及び回収業務の委託が可能となることとする。	指定管理者制度は、地方公共団体が、公施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき、条例の定めるところにより、その管理を当該地方公共団体が指定する指定管理者に委任することとする。 また、地方公共団体が過半数をもち、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として徴収することができることとされている。 なお、当該制度の対象となる公の施設については、個別法に特別の規定がある場合は指定管理者制度の適用は除外されること。									大阪市	総務省 大阪府 大阪府 厚生労働省			
0 2 0 0 0	商業・法人 登記事務の 簡便化	行政書士法 第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的その他のものの記録)によって記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下、同じく)を作成する場合には、前項の電磁的記録を改ざり、毀損し、滅失させることとを要とする。) 三 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行うよう、行政書士法を改正すべきである。	現在、行政書士による登記申請書の提出が行われているが、行政書士による申請書の作成・提出は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収するものである。そのため、行政書士による申請書の作成・提出は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収するものである。そのため、行政書士による申請書の作成・提出は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収するものである。 したがって、行政書士による申請書の作成・提出は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収するものである。そのため、行政書士による申請書の作成・提出は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収するものである。	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないことである。												行政書士法 研究会		
0 4 4 0 0	行政書士法 の行政書 士登録の 簡便化	行政書士法 第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的その他のものの記録)によって記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下、同じく)を作成する場合には、前項の電磁的記録を改ざり、毀損し、滅失させることとを要とする。) 三 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士に対して司法書士が独占している業務を開放すべきである。	司法書士法において、行政書士は、平成18年10月20日付法律第135号民法第243条第2項(前簿) (負担金(分金))の回収のように、私人に負担金(分金)を徴収したる取扱いが行われることとする。私人の公金委託拡大要求のものである。	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないことである。												個人	総務省 法務省	
0 4 6 6 0	商業・法 人登記事 務の簡便 化	行政書士法 第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的その他のものの記録)によって記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下、同じく)を作成する場合には、前項の電磁的記録を改ざり、毀損し、滅失させることとを要とする。) 三 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記事務を行政書士にも認めようとする。	商業・法人登記については、行政書士が独占しているところであるが、規制改革・民間開放推進会議において、商業・法人登記事務を行政書士に開放することに関する議論が行われてきた。その議論に基づき、法律改正が平成18年10月20日、商業・法人登記申請(本人・行政書士・司法書士及び定款認証機関)に対し、アンケートを行った。その内容は、平成19年1月15日、民間登記制度の取組の中で、対象となる登記申請人から、今後登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が複雑であったこと(38.1%)」の二つが多数を占めた。また、行政書士による登記申請書の作成は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収することとする。そのため、行政書士による登記申請書の作成は、行政書士法において、市が支払う負担(分金)を私人で回収することとする。	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないことである。												個人	総務省 法務省	
0 2 0 0 0	商業登記の 簡便化	行政書士法 第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的その他のものの記録)によって記録することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの(以下、同じく)を作成する場合には、前項の電磁的記録を改ざり、毀損し、滅失させることとを要とする。) 三 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	商業登記事務を行政書士にも認めようとする。	商業登記事務を行政書士にも認めようとする。	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないことである。													個人 団体	総務省 法務省

管理コード	審議事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分擔の見直し	措置の分擔の見直し	措置の内 容の見直し	措置の分擔の見直し	プロジェクト名	調査実施年度	提案主体	制度の所管 関係府庁	
042090	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が委任した業務に付随(包括)し開 通する場合には、行政書士が行う商業・法 人登記業務を認めると。 同時に、行政書士法上の職務制限事項 である第7条の但書を一括修正し、たゞ 行政書士がその業務に付随して商業・法 人登記業務を行う場合は他の法律に前 項の定めがある場合は、この限りでない」とさ れたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民 営化推進会議に、多方面からその開放要望が出されていた。 法務省はこれらの要望や 再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の態勢や国民の ニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することしてい る」と回答し、行政書士及び一般国民はデジタル推進会議、19年3月にその結果を公表した。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。										個人	総務省 法務省	
042060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の1	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が委任した業務に付随(包括)し開 通する場合には、行政書士が行う商業・法 人登記業務を認めると。 同時に、行政書士法上の職務制限事項 である第7条の但書を一括修正し、たゞ 行政書士がその業務に付随して商業・法 人登記業務を行う場合は他の法律に前 項の定めがある場合は、この限りでない」とさ れたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民 営化推進会議に、多方面からその開放要望が出されていた。 法務省はこれらの要望や 再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の態勢や国民の ニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することしてい る」と回答し、行政書士及び一般国民はデジタル推進会議、19年3月にその結果を公表した。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。									国民利 益・食田 0 軽減議 会	総務省 法務省		
042070	不動産相続登記手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行う ことができる。 行政書士がその業務に付随して商業・法 人登記業務を行う場合は他の法律に前 項の定めがある場合は、この限りでない」とさ れたい。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行える よう、行政書士法を改正すべきである。 不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成及び申請書の作成・提出」が行われる。(遺産分割協議書は申請書に付随する書類となる。) 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士の規制があるため、 行政書士が行うことができない。依頼者が本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続 の煩雑さや経済的な負担増を強いている。 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である 国民に対して「迅速で安価かつ正確かつスピーディ」なサービスを提供できるといえる。国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ以下の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書 を作成した行政書士としては容易に作成できるものである。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。										行政書 士制度 研究会	総務省 法務省	
042080	相続を原因とする告訴・告訴状の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	民法第3条により、法務局又は法 務局に提出する書類の作成と手続は 司法書士の専管業務とされているが、そ のうち相続を原因とする所有権移転の不 動産登記申請に限り、行政書士も業務の 作成及び手続が行えるよう、規制を緩和 すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益証明書等、申請に必 ず法務局提出が必要であり、登記申請書の作成及び手続の、遅延があった本人申請又 は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一度の業務として迅速かつ準備を望む中、制約があるた め、手続の煩雑さと負担を強いられ、登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うようにな ることで、依頼者の負担は迅速かつ準備サービスを提供することが可能となり、利便性が向上 する。 相続登記は、国民の権利に重大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により迅速な遺産分割 協議書等を作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えら れない。また、手続上の問題として、この登記手続を代理する際には、高度な法律知識及び専門的 能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対し て行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の円滑な運営は守られる。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。										個人	総務省 法務省	
042090	行政不服申立て手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が行政不服審査法に基づき不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づき不服申立て手続代理を行えるよう、行政書 士法を改正すべきである。 行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを求めて不服申立てをすることとな るが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申請に関連した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができ ず、不服申立て手続は依頼者が自ら行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続の煩雑さ や経済的な負担増を強いている。 当該許認可申請の煩雑さを詳しく行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民 に対して「迅速かつ準備サービスを提供できるといえる。国民の利便性が向上する。 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である 国民に対して「迅速で安価かつ正確かつスピーディ」なサービスを提供できるといえる。国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ以下の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書 を作成した行政書士としては容易に作成できるものである。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。											行政書 士制度 研究会	総務省 法務省
042090	検察官に対する告訴・告訴状の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が検察官に対する告訴状・告訴状 作成業務を行えるよう、行政書士法を改正 すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告訴状作成業務を行えるよう、行政書士法 を改正すべきである。 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である 国民に対して「迅速で安価かつ正確かつスピーディ」なサービスを提供できるといえる。国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ以下の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書 を作成した行政書士としては容易に作成できるものである。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。										行政書 士制度 研究会	総務省 法務省	
042090	家事審判法第1条の3の開放	行政書士法第1条の3	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が家事審判法第8条の甲申請審判 事項申請作成業務を行えるよう、行政書士法 を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第8条の甲申請審判事項申請作成業務を行えるよう、行政 書士法を改正すべきである。 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である 国民に対して「迅速で安価かつ正確かつスピーディ」なサービスを提供できるといえる。国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ以下の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書 を作成した行政書士としては容易に作成できるものである。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。										行政書 士制度 研究会	総務省 法務省	
042090	商標登録申請手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の一 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))、作成する場 合における当該電子的記録を含む。以下この条及 び次条において同じ。)、その他権利義務又は事実 関係に関する書類(実地調査に基づく図面類を含 む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、そ の業務を行うことが他の法律において制限されてい るものについては、業務を行うことができない。	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、 行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び 弁理士法を改正すべきである。 商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国的約千名しか登録しておらず、し ょも専任で業務に専念して、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」は、弁理士が居ない「アウトポスト」等 等で代役であり、企業は弁理士サービスを受けられず、不便を強いられる。「弁理士過疎地域」では、企業は 専任の「ライバル」企業へ派遣する弁理士の利益相反問題もある。 行政書士は「全国的約千名しか登録して、専任に専念して居る」地域密着の法律専門家であり、許認可申 請や契約書作成業務の原と先企業から信頼に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標」地 域ブランド制度」が、平成19年度から「小売等特許商標制度」が開始したところでもあり、企業の利便性の向上・地 域経済の活性化のため、商標登録の申請として行政書士を利用すべきである。 商標登録はA4サイズ以下の定型的なもので、年約5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっ ている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、 商標登録手続をより適格性を担保できる。	E	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかると特段の規制はないところであ る。 他土業の法律にかかると規制に関しては、当方は回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。											行政書 士制度 研究会	総務省 法務省 経済産業省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁	
0430010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	-	-	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあたっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E	-	提案された施策を行うことに特段の規制はない。			E	-				E	-			2006010	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省